

# 外形標準課税等関係申告書(別表) 記載の手引

この冊子に綴じられているもの	ページ
1 外形標準課税等に係る申告チェックリスト	1
2 付加価値額積算表	3
3 記載の手引	
・ 第6号様式別表5の2 (付加価値額及び資本金等の額の計算書)	5
・ 第6号様式別表5の3 (報酬給与額に関する明細書)	9
・ 第6号様式別表5の3の2 (労働者派遣等に関する明細書)	12
・ 第6号様式別表5の4 (純支払利子に関する明細書)	14
・ 第6号様式別表5の5 (純支払賃借料に関する明細書)	16

※ 申告用紙を使用される場合は、県税ホームページからダウンロードしていただくか、県税事務所までご連絡ください。

## 添付書類について

- 貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
- なお、神奈川県では次の書類についても添付をお願いしていますので、ご協力くださいますようお願いいたします。  
また、添付書類はいずれも円単位のを添付していただきますようお願いいたします。
  - 販売費及び一般管理費の明細書
  - 製造原価報告書
  - 法人税法施行規則別表4又は別表4の2付表
  - 法人税法施行規則別表5(1)又は別表5の2(1)付表1
  - 付加価値額を算定する際に貴社が作成した積算表(または3頁の「付加価値額積表」)

## 電子申告・電子納税をご利用ください!

法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告、申請、届出及び納税手続きがインターネットを利用して行うことができます。是非ご利用ください。

※ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、大法人(事業年度開始時点で資本金が1億円超の法人等)が行う申告は、eLTAXによる電子申告が義務化されました。

※ 令和元年10月から地方税共通納税システムが開始されました。

詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。

eLTAX

検索

申告用紙や付加価値額積算表は、県税のホームページからダウンロードすることもできます。

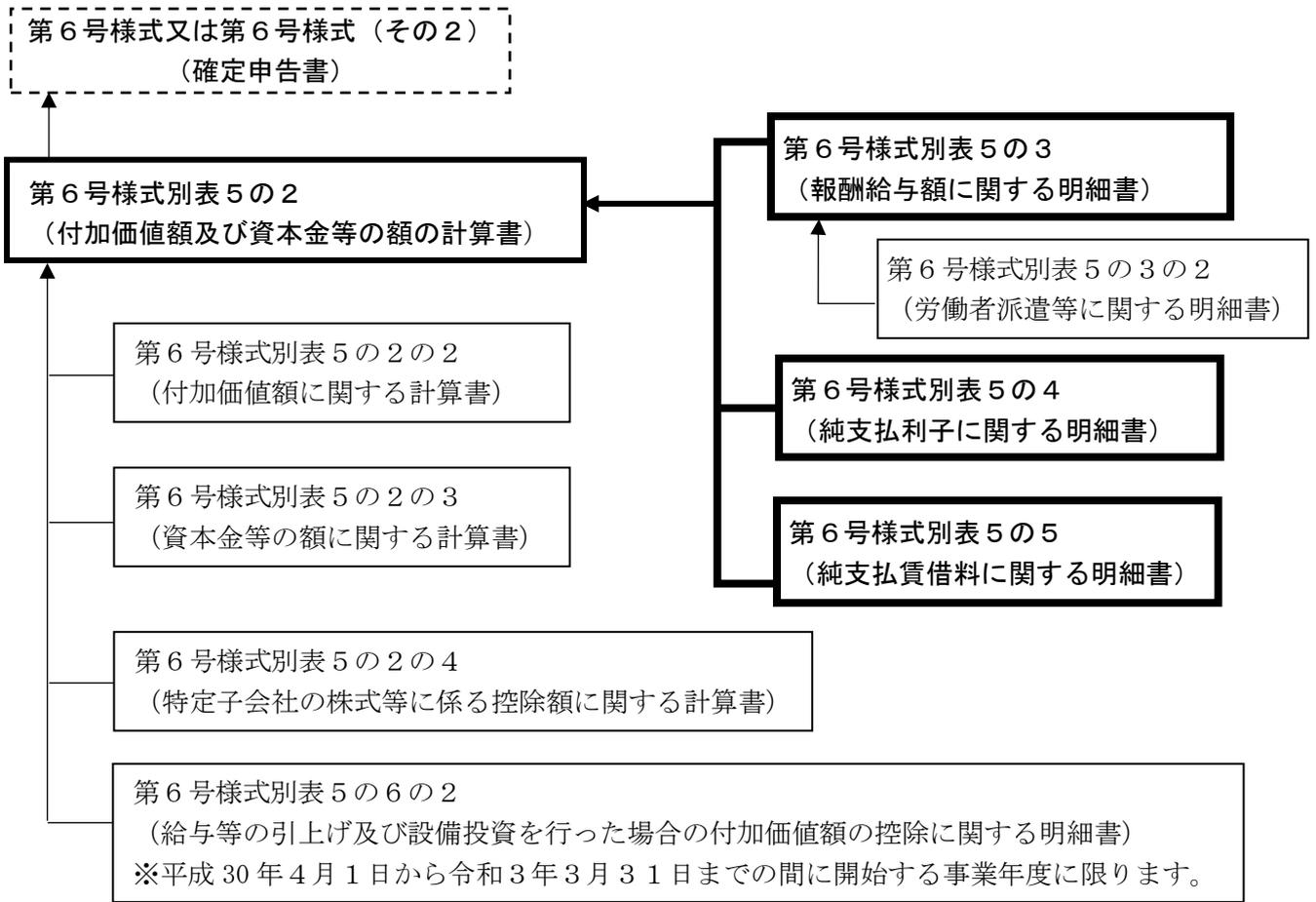
県税便利帳

検索

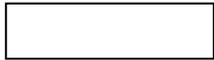
この冊子の申告用紙、記載の手引は、令和2年7月27日付け地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年総務省令第67号)の内容に基づいて作成しています。

神奈川県  
(3.6 1-1, 2, 3)

# 外形標準課税等に係る申告様式



外形対象法人等が必ず提出する様式



外形対象法人等のうち、該当する法人が提出する様式

※外形標準課税等及び外形対象法人等とは地方税法第72条の2第1項第1号イ及び同項第3号イにより課される付加価値割、資本割及び同条に掲げる法人をいいます。

## 外形標準課税等に係る申告書等の提出先

提出書類	提出先	主たる事務所又は事業所所在地の都道府県	関係都道府県 (従たる事務所又は事業所所在地の都道府県)
第6号様式又は第6号様式(その2) 【申告書(法人事業税)】		○	○
第6号様式別表5の2～別表5の2の4、 別表5の6の2 【計算書等(付加価値額、資本金等の額等)】		○	○
第6号様式別表5の3 ～別表5の5 【明細書(報酬給与額及び純支払利子等)】		○	×
《添付書類》 貸借対照表及び損益計算書		○	○

## 外形標準課税等に係る申告書チェックリスト

### [ 報酬給与額 ]

チェック欄

- |    |                                             |                          |
|----|---------------------------------------------|--------------------------|
| 1  | 所得税において非課税とされる通勤手当を報酬給与額から除きましたか。           | <input type="checkbox"/> |
| 2  | 法定福利費を報酬給与額から除きましたか。                        | <input type="checkbox"/> |
| 3  | 未払給与を報酬給与額に加えましたか。                          | <input type="checkbox"/> |
| 4  | 福利厚生費勘定で経理している給与を報酬給与額に加えましたか。              | <input type="checkbox"/> |
| 5  | 賞与引当金及び退職給与引当金への繰入額を報酬給与額から除きましたか。          | <input type="checkbox"/> |
| 6  | 役員給与のうち、法人税で損金に算入されないものを報酬給与額から除きましたか。      | <input type="checkbox"/> |
| 7  | 役員に支払った退職金を報酬給与額に加えましたか。                    | <input type="checkbox"/> |
| 8  | 請負契約に基づいて支払う代金を報酬給与額から除きましたか。               | <input type="checkbox"/> |
| 9  | 委託契約に基づいて支払う代金を報酬給与額から除きましたか。               | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 税理士等の顧問料を報酬給与額から除きましたか。                     | <input type="checkbox"/> |
| 11 | アルバイトやパートタイマーに支払った給与を報酬給与額に加えましたか。          | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 棚卸資産や固定資産等に計上された給与を報酬給与額に加えましたか。            | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 所得税法上、非居住者とされる従業員に支払った給与を報酬給与額に加えましたか。      | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 報酬給与額の算定に当たって、出向者の給与負担金を加算又は減算しましたか。        | <input type="checkbox"/> |
| 15 | 出向者に係る負担金のうち、非課税通勤手当や法定福利費を報酬給与額から除きましたか。   | <input type="checkbox"/> |
| 16 | 厚生年金基金の掛金のうち、事務費掛金を報酬給与額から除きましたか。           | <input type="checkbox"/> |
| 17 | 厚生年金基金の掛金のうち、いわゆる代行部分の掛金を報酬給与額から除きましたか。     | <input type="checkbox"/> |
| 18 | 適格退職年金契約に基づく拠出金のうち、付加保険料を報酬給与額から除きましたか。     | <input type="checkbox"/> |
| 19 | 労働者派遣法に基づく労働者派遣に該当しないものを労働者派遣に係る金額から除きましたか。 | <input type="checkbox"/> |
| 20 | 労働者派遣に係る金額から派遣契約料の消費税相当額を除きましたか。            | <input type="checkbox"/> |

### [ 純支払利子 ]

チェック欄

- |    |                                                           |                          |
|----|-----------------------------------------------------------|--------------------------|
| 21 | 売上割引料を支払利子から除きましたか。                                       | <input type="checkbox"/> |
| 22 | 信用保証料を支払利子から除きましたか。                                       | <input type="checkbox"/> |
| 23 | 社債の保証料を支払利子から除きましたか。                                      | <input type="checkbox"/> |
| 24 | 税務上売買又は金銭貸借とされるリース取引以外のリース取引について、リース料の利息相当額を支払利子から除きましたか。 | <input type="checkbox"/> |
| 25 | 特定融資枠契約（コミットメント・ライン契約）に係る手数料を支払利子から除きましたか。                | <input type="checkbox"/> |

チェック欄

- 26 利子税や延滞金（申告期限延長分）を支払利子に加えましたか。
- 27 地方公共団体等から受け取った利子補給金の額を支払利子に加えましたか。
- 28 株式に係る受取配当金を受取利子から除きましたか。
- 29 還付加算金を受取利子に加えましたか。
- 30 金融機関から受け取った預貯金の利息について、源泉所得税と復興特別所得税及び  
県民税利子割を受取利子に加えましたか。


[ 純支払賃借料 ]

チェック欄

- 31 賃貸借契約等において、賃借料と区分されている共益費や管理費等を支払賃借料から  
除きましたか。
- 32 賃料に係る消費税相当額を支払賃借料から除きましたか。
- 33 機械設備等の動産に係る賃借料を支払賃借料から除きましたか。
- 34 道路占有料を支払賃借料に加えましたか。
- 35 荷物の保管料（保管期間1月以上）を支払賃借料に加えましたか。
- 36 従業員から受け取った社宅の使用料を受取賃借料に加えましたか。
- 37 電柱敷地料を受取賃借料に加えましたか。


[ 資本金等の額 ]

チェック欄

- 38 自己株式（みなし配当となる金額を除きます。）の価額を資本金等の額から除きましたか。  
ただし、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度においては、当該資本金等の額が  
資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金等の額は、  
資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

※ 1～38までのチェック項目について、課税標準額から除いていない場合は除いて、  
加えていない場合は加えてください。なお、チェック項目は、誤りの多い主な項目を  
掲載しています。

<利用上の注意>

報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料は、原則として法人税の所得の計算において損金に算入されたものが、  
課税標準額の対象となります。さらに、報酬給与額は、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされる  
ものが対象となりますので注意してください。

また、会計上の勘定科目等が各法人で相違するため、チェックリストでは一般的な名称を使用しておりますので、  
注意してください。

県税のホームページにチェックリストに対応した「外形標準課税申告誤り事例集」を掲載しております  
ので参考にしてください。なお、ご不明な点につきましては、県税事務所にお尋ねください。

※ 次頁「記載例」を参考にしてください。

付加価値割額を算定する際に貴社が作成した積算表又は本紙を御提出いただきますようお願いいたします。  
 なお、地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額積算表を記載し、提出してください。

付加価値額積算表		事業年度	年 月 日から		法人名	年 月 日まで		付加価値額の算定上加減算した内容と金額		申告額
			内容	金額						
役員又は使用人に対する給与										第6号様式別表5の3③欄と一致する。
	計	a			計	b			(a+b) 円	
役員又は使用人のための支出等										第6号様式別表5の3⑥欄と一致する。
	計	c			計	d			(c+d) 円	
支払利子										第6号様式別表5の4①欄と一致する。
	計	e			計	f			(e+f) 円	
受取利子										第6号様式別表5の4②欄と一致する。
	計	g			計	h			(g+h) 円	
支払賃借料										第6号様式別表5の5①欄と一致する。
	計	i			計	j			(i+j) 円	
受取賃借料										第6号様式別表5の5②欄と一致する。
	計	k			計	l			(k+l) 円	

※ 労働者派遣等に係る派遣契約料は記載する必要はありません。  
 ※ この用紙は、県税のホームページからダウンロードすることもできます。

県税便利帳 検索

付加価値割額を算定する際に貴社が作成した積算表又は本紙を御提出いただきますようお願いいたします。  
 なお、地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額積算表を記載し、提出してください。

付加価値額積算表		事業年度	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	法人名	〇〇〇〇 株式会社			
区分	損益計算書等の表示科目	金額	付加価値額の算定上加減算した内容と金額		申告額			
			内容	金額				
役員又は使用人に対する給与	P L 役員報酬	15,000,000	雑費のうち、アルバイト給料以外 通勤費（非課税分） 別表4 賞与引当金取り崩し	-1,000,000	第6号様式別表5の 3③欄と一致する。			
	P L 給料手当	300,000,000		-200,000				
	P L 雑費	1,500,000		2,000,000				
	P L 通勤費	250,000						
	計 a	316,750,000	計 b	800,000		(a+b) 円 317,550,000		
	支役員又は使用人等のために	P L 法定福利費	30,000,000	代行部分 事務費掛金		-25,000,000 -100,000	第6号様式別表5の 3⑥欄と一致する。	
計 c	30,000,000	計 d	-25,100,000	(c+d) 円 4,900,000				
支払利子	P L 支払利子	600,000	売上割引料 社債の保証料	-50,000 -120,000	第6号様式別表5の 4①欄と一致する。			
	計 e	600,000	計 f	-170,000				
				(e+f) 円 430,000				
受取利子	P L 受取利子・配当金	200,000	配当金	-50,000	第6号様式別表5の 4②欄と一致する。			
	P L 雑収入	150,000	雑収入のうち還付加算金以外	-145,000				
	計 g	350,000	計 h	-195,000		(g+h) 円 155,000		
支払賃借料	P L 賃借料	20,000,000	共益費	-500,000	第6号様式別表5の 5①欄と一致する。			
	P L 保管料	200,000						
	計 i	20,200,000				計 j	-500,000	(i+j) 円 19,700,000
受取賃借料	P L 受取賃借料	5,000,000	共益費	-250,000	第6号様式別表5の 5②欄と一致する。			
	計 k	5,000,000				計 l	-250,000	(k+l) 円 4,750,000

※ 労働者派遣等に係る派遣契約料は記載する必要はありません。  
 ※ この用紙は、県税のホームページからダウンロードすることもできます。

県税便利帳 検索

## 第6号様式別表5の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項								
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。									
2 <table style="display: inline-table; border: none; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">第1号</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">法第72条の2第1項・</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">第3号</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(に掲げる事業</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	第1号	)	法第72条の2第1項・	)	第3号	)	(に掲げる事業	)	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
第1号	)									
法第72条の2第1項・	)									
第3号	)									
(に掲げる事業	)									
3 「収益配分額の計算」 (①から④までの欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額									
4 「単年度損益⑤」	(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、「第6号様式 ㉖」とあるのは「(第6号様式 ㉖-別表10⑨)」と、「別表5 ㉔」とあるのは「(別表5 ㉔-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、「第6号様式 ㉖」とあるのは「(第6号様式 ㉖-別表10㉑)」と、「別表5 ㉔」とあるのは「(別表5 ㉔-別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、「第6号様式 ㉖」とあるのは「(第6号様式 ㉖-別表11⑫)」と、「別表5 ㉔」とあるのは「(別表5 ㉔-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、「第6号様式 ㉖」と	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。								

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>あるのは「(第6号様式 ㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(10)の計の欄から(28)の欄を控除した金額を加算した金額を記載します。</p> <p>(7) 第6号様式別表5の㉔から㉓まで及び㉕の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉔に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。</p>	
5 「付加価値額㉔」	この欄の金額が零又は負数の場合は、㉔から㉓までの各欄に記載する必要はありません。	
6 「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合㉕」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
7 「㉔×70/100 ㉖」	<p>(1) ㉔の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8 「雇用安定控除額㉗」	㉔の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9 「雇用者給与等支給増加額㉘」	第6号様式別表5の6の2の㉘の欄の金額を記載します。	
10 「資本金等の額㉙」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)とその他の事業とを併せて行う法人((2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。) 第6号様式別表5の2の3の㉙の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉚の欄の金額</p> <p>(3) 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定又は第2項の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉛の欄の金額</p> <p>(4) 課税標準の特例(法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第18項)の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例(法附則第9条第3項)の規定の適用を受ける法人 10億円</p> <p>(6) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉜の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉝の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>	清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません(以下同じです。)
11 「当該事業年度の月数㉚」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
12 「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
13 「控除額計⑮」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑳の欄の金額 (3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の㉑の欄の金額 (4) 法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の㉒の欄の金額	
14 「⑯のうち1,000億円以下の金額⑰」、「⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額」×50/100 ⑱及び「⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額」×25/100⑲」	(1) ⑯の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を⑰の欄に、⑯の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑰及び⑱の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円（その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ⑰、⑱及び⑲の各欄に記載します。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
15 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」及び「計㉒」	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計㉒」の欄には、㉑欄と㉑欄の合計を記載します。 (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合 (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合 (3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とします。
16 「課税標準となる資本金等の額㉓」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
17 「期首現在の金額⑳」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	
18 「当期中の減少額㉑」及び「当期中の増加額㉒」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の欄は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
19 「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の㉑の欄若しくは㉒の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉑の欄若しくは㉒の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉑の欄若しくは㉒の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	

## 第6号様式別表5の3記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項				
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。					
2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第72条の2第1項・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">に掲げる事業</td> </tr> </table>	第1号	法第72条の2第1項・	第3号	に掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
第1号						
法第72条の2第1項・						
第3号						
に掲げる事業						
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。					
4 「役員又は使用人に対する給与」の各欄	(1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。 (2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めないで記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記載します。	(1) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (2) 外国の事務所等については、国ごとに一括記載して差し支えありません。 (3) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。				
5 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は法第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載します。					
6 「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。					

欄	記載のしかた	留意事項
7 「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算すべきもの（出向先法人が出向元法人に対して支払った給与負担金等）又は減算すべきもの（出向元法人が出向先法人から受け取った給与負担金等）がある場合に記載します。	「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載します。
8 「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。	
9 「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄（1から17まで）	<p>法第72条の15第1項第2号に規定する金額（当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。</p> <p>(1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の3第1項第1号に掲げる金額</p> <p>(2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 同項第2号に掲げる金額</p> <p>(3) 企業型年金規約に基づく事業主掛金 同項第3号に掲げる金額</p> <p>(4) 個人型年金規約に基づく掛金 同項第4号に掲げる金額</p> <p>(5) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第5号に掲げる金額</p> <p>(6) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額</p> <p>(7) 存続厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額</p> <p>(8) 事業主として負担する掛金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定を適用する前の同号に掲げる金額</p> <p>(9) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額</p> <p>(10) 適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料 政令第20条の2の3第1項第7号に掲げる金額</p> <p>(11) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 法人税法施行令附則第16条（適格退職年金契約の要件等）第1項第9号イに掲げる金額</p> <p>(12) 適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主 払込相当額 同号ロに掲げる金額</p> <p>(13) 適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額 同号ハに掲げる金額</p> <p>(14) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額 同号ニに掲げる金額</p> <p>(15) 適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額 同号ホに掲げる金額</p> <p>(16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主 払込相当額 同号ヘに掲げる金額</p> <p>(17) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額</p>	11から17の欄については、1から10までの欄の金額に11から17までの欄の金額が含まれている場合にのみ記載します。
10 「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額を	

欄	記載のしかた	留意事項
支払う報酬給与額の合計 ⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計 ⑩」	それぞれ記載します。	
11 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12 「⑨－ (⑩×75/100) ⑪」	(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

## 第6号様式別表5の3の2記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項									
1 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。										
2 <table style="display: inline-table; border: none; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none; padding: 0 5px;">「</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">第1号</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">」</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding: 0 5px;">法第72条の2第1項・</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">第3号</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">」</td> </tr> <tr> <td style="border: none; padding: 0 5px;">に掲げる事業</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;"></td> <td style="border: none; padding: 0 5px;"></td> </tr> </table>	「	第1号	」	法第72条の2第1項・	第3号	」	に掲げる事業			事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
「	第1号	」									
法第72条の2第1項・	第3号	」									
に掲げる事業											
3 「労働者派遣等を受けた法人」の各欄	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいいます。）又は船員派遣（船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。）を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者（以下「派遣元」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。									
4 「労働者派遣等をした法人」の各欄	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者（以下「派遣先」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 派遣先が法人以外のものについては、その他として一括記載して差し支えありません。 (2) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計②」及び「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。									
5 「派遣をした者（派遣元）」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者（派遣先）」の「住所又は所在地」	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載します。										
6 「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額（当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。									

欄	記載のしかた	留意事項
7 「派遣人数」及び「労働時間数」	<p>当該事業年度における派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。</p> <p>なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日（派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの）を記載しても差し支えありません。</p>	<p>(1) 人数については、労働者派遣契約書又は船員派遣契約書をもとに記載します。</p> <p>(2) 労働時間数については、派遣先にあつては労働者派遣法第42条又は船員職業安定法第86条に規定する派遣先管理台帳を、派遣元にあつては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。</p> <p>(3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日を記載する場合は、備考欄にその旨記載します。</p>
8 「派遣労働者等に支払う報酬給与額」	<p>派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号に掲げる金額を記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めないで記載します。</p>	
9 「派遣先から支払を受ける金額」	<p>法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額（当該事業年度において労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。</p>	<p>消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。</p>

## 第6号様式別表5の4記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項												
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。													
2 <table style="display: inline-table; border: none; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">「</td> <td style="border: none; text-align: center;">第1号</td> <td style="border: none;">」</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">法第72条の2第1項・</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">第3号</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">に掲げる事業</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	「	第1号	」	法第72条の2第1項・			第3号			に掲げる事業			事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
「	第1号	」												
法第72条の2第1項・														
第3号														
に掲げる事業														
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。													
4 「支払利子」及び「受取利子」の各欄	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。												
5 「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。 (1) 支払利子 (イ) 借入金の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 手形割引料 (ニ) 利子税及び延滞金（納期限の延長の場合に限ります。） (ホ) その他 (2) 受取利子 (イ) 貸付金の利子 (ロ) 預貯金の利子 (ハ) 公社債の利子 (ニ) 手形割引料 (ホ) 還付加算金 (ハ) その他													
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありません。													

欄	記載のしかた	留意事項
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項に規定する支払利子の額（当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	各区分ごとに、一の借入先に対する期中の支払利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
8 「借入金等の期末現在高」及び「貸付金等の期末現在高」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在の金額をそれぞれ記載します。	
9 「期中の受取利子額」	法第72条の16第1項に規定する受取利子の額（当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものの額）を記載します。	各区分ごとに、一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
10 「純支払利子の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
11 「備考」	(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。 (2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。 (3) 一括記載したものがあつた場合には、その件数等を記載します。	

## 第6号様式別表5の5記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項			
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。				
2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第72条の2第1項・ 第3号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">に掲げる事業</td> </tr> </table>	第1号	法第72条の2第1項・ 第3号	に掲げる事業	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
第1号					
法第72条の2第1項・ 第3号					
に掲げる事業					
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。				
4 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋については、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。			
5 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」	(1) 土地についてはその用途（例えば、「宅地」、「駐車場」など）を記載します。 (2) 家屋についてはその用途（例えば、「事務所」、「店舗」など）を記載し、当該家屋について名称（ビル名等）があるときは（ ）書きで当該名称を併記します。				
6 「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が更新されている場合は、更新した期間も含めて記載します。				
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項に規定する支払賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の支払賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。			

欄	記載のしかた	留意事項
8 「期中の受取賃借料」	<p>法第72条の17第1項に規定する受取賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるもので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。</p>	<p>(1) 一の土地又は家屋に係る期中の受取賃借料が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。</p>
9 「純支払賃借料の計算③」	<p>①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零）を記載します。</p>	
10 「備考」	<p>(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を賃借している場合には、その部分（例えば、「ビルの1～3階部分」など）が分かるように記載します。</p> <p>(2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがあある場合には、当該内容又は代表的な用途及び箇所（例えば、「業務用駐車場10ヶ所」など）を記載します。</p> <p>(3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げるようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及び金額を記載します。</p> <p>(イ) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金</p> <p>(ロ) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価として明確かつ合理的に区分されているもの</p>	